

各融資取扱機関と
連携しています

経営や

金融相談等で

お困りの方は

商工会に

ご相談ください



商工会キャラクター
しよこばん



行きます!
聞きます!
提案します!



熊本県商工会連合会

資金繰りに困った際は、商工会へご相談ください!

熊本県制度融資

(令和7年4月1日以降)

熊本県金融円滑化特別資金（一般枠）

売上が減少して経営に支障が生じている中小企業者の方が金融機関から融資を受けやすいように、県が融資制度を定め、金融機関・熊本県信用保証協会がその条件に協力して融資を行うものです。

対象者	次の(1)～(4)のいずれかに該当する者 (1) 申込日から1年以内の連続する3ヵ月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少している者 (2) 様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者（アスベスト・鳥インフルエンザ・口蹄疫） (3) 申込日から1年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者 (4) 県再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取り組む者
融資限度額	1企業：5,000万円 1組合：1億円
融資期間（うち据置期間）	1年以上10年以内（据置期間1年以内）
利率（年）	3年以内：固定1.90%以内 5年以内：固定2.10%以内 7年以内：固定2.20%以内 7年超：固定2.50%以内
保証料率	年0.45%～1.30% ※県補助後
担保・保証人	担保：必要に応じて徴求 保証人：法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

熊本県小規模事業者おうえん資金

小規模事業者の方が金融機関から融資を受けやすいように、県が融資制度を定め、金融機関・熊本県信用保証協会がその条件に協力して融資を行うものです。

対象者	既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資限度額）と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人（商業・サービス業5人（宿泊・娯楽業を除く））以下の小規模企業者
融資限度額	2,000万円
融資期間（うち据置期間）	運転資金：1年以上5年以内（据置期間6ヵ月以内） 設備資金：1年以上7年以内（据置期間6ヵ月以内）
利率（年）	3年以内：固定1.50%以内 5年以内：固定1.65%以内 7年以内：固定1.80%以内
保証料率	年0.50%～1.35% 資金使途が台湾関連ビジネスである場合年0.30～1.15% ※県補助後
担保・保証人	担保：原則不要 保証人：法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

熊本県創業者支援資金

小規模事業者の方が金融機関から融資を受けやすいように、県が融資制度を定め、金融機関・熊本県信用保証協会がその条件に協力して融資を行うものです。

対象者	事業を営んでいない個人が県内で新規に事業を開始するもので、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者 (1) 1ヵ月以内に新たに個人事業を開始する具体的計画を有する者（産業競争力強化法第2条第20項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者（以下「特定創業支援等を受けた者」）は6月以内） (2) 2ヵ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者（特定創業支援等を受けた者は6月以内） (3) 個人事業を開始した日以後5年未満の者 (4) 会社設立の日（法人登記日）以後5年未満の者 (5) 上記の(3)に該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合
融資限度額	3,500万円
融資期間（うち据置期間）	1年以上10年以内（据置期間1年以内）
利率（年）	3年以内：固定 年1.50%以内 5年以内：固定 年1.65%以内 7年以内：固定 年1.80%以内 7年超：固定 年1.85%以内
保証料率	年0.35% ※県補助後
担保・保証人	担保：不要 保証人：法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

熊本県事業承継者おうえん資金

小規模事業者の方が金融機関から融資を受けやすいように、県が融資制度を定め、金融機関・熊本県信用保証協会がその条件に協力して融資を行うものです。

対象者	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 事業承継を行う者又は事業承継を行って5年以内の者 (2) 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者の代表者で、次の①～⑥のいずれかに該当する者 ① 当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要がある者 ② 当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要がある者 ③ 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれる者 ④ 当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をした者 ⑤ 当該代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁償をする者 ⑥ その他諸費用が生じた者 (3) 3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の①～⑤の全てに該当する者 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと ⑤ 専門家（中小企業信用保険法施行規則第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者）の確認を受けていること
融資限度額	5,000万円
融資期間（うち据置期間）	1年以上10年以内（据置期間1年以内）
利率（年）	7年以内：固定 年1.90%以内 7年超：固定 年2.00%以内
保証料率	(1)、(2) 年0.45～0.50% (3) 年0.20～0.25% ※県補助後
担保・保証人	担保：必要に応じて徴求 保証人：(1)(2) 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要 (3) 徴求しない

商工会は、様々な経営課題に対してサポートします！

日本政策金融公庫

一般貸付

ほとんどの業種の中小企業の方にご利用いただけます（業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合がございます）。

■ 一般貸付の概要

資金のお使いみち	運転資金	設備資金	特定設備資金
融資限度額	4,800 万円		7,200 万円
ご返済期間	5 年以内（特に必要な場合は 7 年以内） ＜うち据置期間 1 年以内＞	10 年以内 ＜うち据置期間 2 年以内＞	20 年以内 ＜うち据置期間 2 年以内＞
利率（年）	基準利率 ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます。		
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。		
併用できる特例制度	経営者保証免除特例制度 / 創業支援貸付利率特例制度 / 設備資金貸付利率特例制度（東日本版） / 質上げ貸付利率特例制度		

（注）上記の返済期間を超えるお取り扱いをご希望の場合は、お近くの支店へお問い合わせください。

- このほか無担保・無保証人でご利用いただけるマル経融資（小規模事業者経営改善資金）やお使いみちによって長期・低利でご利用いただける特別貸付などがあります。
- 生活衛生関係営業のみなさまへ 飲食店、喫茶店、理・美容業、クリーニング業、旅館業などを営む方には、生活衛生貸付がご利用いただけます。
- 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる融資制度です。

■ マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の概要

ご利用いただける方	商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者（商工業者に限る。）であって、商工会、商工会議所等の長の推薦を受けた方
融資限度額	2,000 万円
ご返済期間（うち据置期間）	10 年以内（2 年以内）
利率（年）	〔特別利率 F〕
担保・保証人	無担保・無保証人
併用できる融資制度	設備資金貸付利率特例制度（東日本版）（注1） / 質上げ貸付利率特例制度（注2）

（注1）災害等関連のマル経融資の場合は、東日本大震災関連のみご利用いただけます。

（注2）災害等関連のマル経融資にはご利用いただけません。

- 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

事業承継に関するご相談は商工会へ

商工会は、親族内や従業員等への事業承継について、経営状況や経営課題の洗い出しから、事業承継計画の策定、そして実行まで支援しています。経営指導員をはじめ特任経営指導員や専門家（税理士、中小企業診断士等）が、事業承継後に事業が発展するようサポートしています。

また、第三者への承継について、事業を譲る側、引き継ぐ側の両者が満足できるように、日本政策金融公庫および事業承継・引継ぎ支援センターと連携して、中小企業・小規模事業者が安心して事業承継に臨める体制を整えています。

〔相談内容例〕

1. 親族への承継（承継の進め方、手続き、承継計画の作り方、後継者育成など）
2. 従業員への承継（従業員へ引き継ぐ手順、承継計画や契約書類の作り方など）
3. 第三者への承継（譲渡先さがし、自社の企業価値の算定など）

各種補助金の事業計画策定支援を行います

【小規模事業者持続化補助金（通常枠・災害支援枠・創業型・ビジネスコミュニティ型）】

小規模事業者等（創業型においては創業後 3 年以内の小規模事業者等）が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援します。

- 補助上限（通常枠）50 万円
（災害支援枠）直接被害 上限 200 万円・間接被害 上限 100 万円
（創業型）200 万円
※特例を活用した場合はいずれも最大 250 万円
（ビジネスコミュニティ型）上限 50 万円
※2 以上の補助対象者が共同で実施する場合は 100 万円
- 補助率（通常枠・災害支援枠・創業型）2 / 3
（ビジネスコミュニティ型）定額

【専門家派遣（エキスパート）】小規模事業者に対して専門家を派遣し、個々の経営課題に応じた具体的・実践的な診断及び助言、提案を行うことにより、その問題解決を図ります。事業計画策定の助言、店舗レイアウトの改善、商品開発など、あらゆる相談に対応します。

【経営革新計画】中小・小規模事業者が「新事業活動」に取り組み、経営目標を設定し、その「経営の相当程度の向上」を図ることを目的としたものです。経営革新計画が県知事により承認されると、計画実行の支援策として、保証、融資、海外展開、補助金等の面で様々な優遇措置を受けることができます。

どうぞお気軽にご相談ください。
みなさまのご利用をお待ちしております!

新規会員
募集中



経営

①経営のご相談

経営に関わる幅広い分野について、経営指導員・経営支援員が支援します。

②巡回相談・指導を行います

経営指導員・経営支援員が直接お伺いし、相談に応じます。

③専門家派遣を行います

課題に合わせた様々な専門家を派遣いたします。

税務・経理

商工会では、税金の各種控除を知りたい、青色申告制度ってなに?など、みなさまのお悩みに対し、帳簿の付け方から決算、申告の仕方まで、懇切丁寧にアドバイスを行っています。また、記帳の代行についても商工会で受け付けております。

決算や申告期には、税理士がみなさまの専門の相談員として無料の税務相談に応じています。

販路開拓支援

特産品開発、展示会、商談会への出展支援、都市圏への販路開拓および、海外への販路開拓支援を行います。

経営の強化や不測の事態に備えて

- ◎商工貯蓄共済制度
- ◎ふれんど共済
- ◎休業対応応援共済
- ◎福祉共済「がん補償」
- ◎特定退職金共済制度
- ◎中小企業退職金共済制度
- ◎小規模企業共済
- ◎経営セーフティ共済
- ◎ビジネス総合保険制度
- ◎業務災害保険

詳しい内容は
商工会へ
お尋ね下さい。



金融

無担保・無保証人・低金利のマル経融資

一定の条件を満たしている方について、商工会の推薦で日本政策金融公庫から低利で無担保・無保証人の融資が受けられます。

これから創業する方を支援します

創業に向けての心構え・事業計画・資金・仕入先と販売先の開拓・許認可等についてのアドバイスをしております。

講習会

事業者のみなさまが必要な知識に関する情報を提供するために、各種講習会や研修会などを開催しています。

デジタル化・DX支援(デジタルトランスフォーメーション)

デジタル化・DXによる生産性向上や業績向上を図る為に、専門家による支援を実施します。

青年部・女性部

①青年部活動に参加して仲間づくりと自己啓発を!!

後継者育成のため、45歳以下の経営者・後継者で青年部を組織しています。

経営に関する勉強会、地域振興事業や社会福祉活動などを行っています。

②女性部活動に参加し、魅力ある地域づくりを!!

経営に携わる女性として自らの資質向上を図り、きめ細かい感覚で経営に必要な知識を身につけたり、地域社会の福祉活動を行ったりしています。研修会やレクリエーションなどを開催しています。

事業経営に関するご相談や詳細については **最寄りの商工会** へ

熊本県商工会連合会
熊本市中央区安政町3番13号
TEL:096-325-5161



ホームページ

(お問い合わせ先)